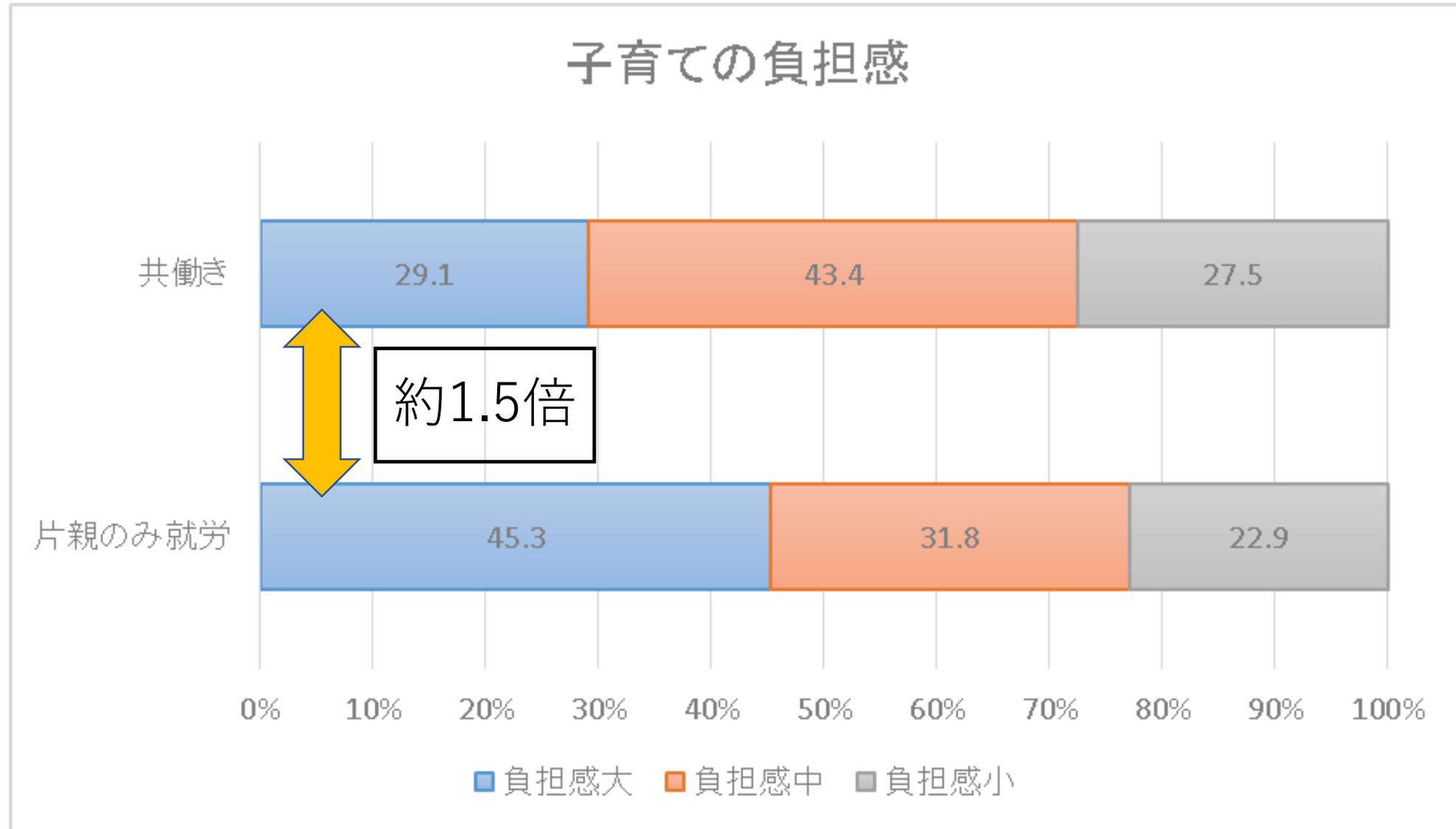
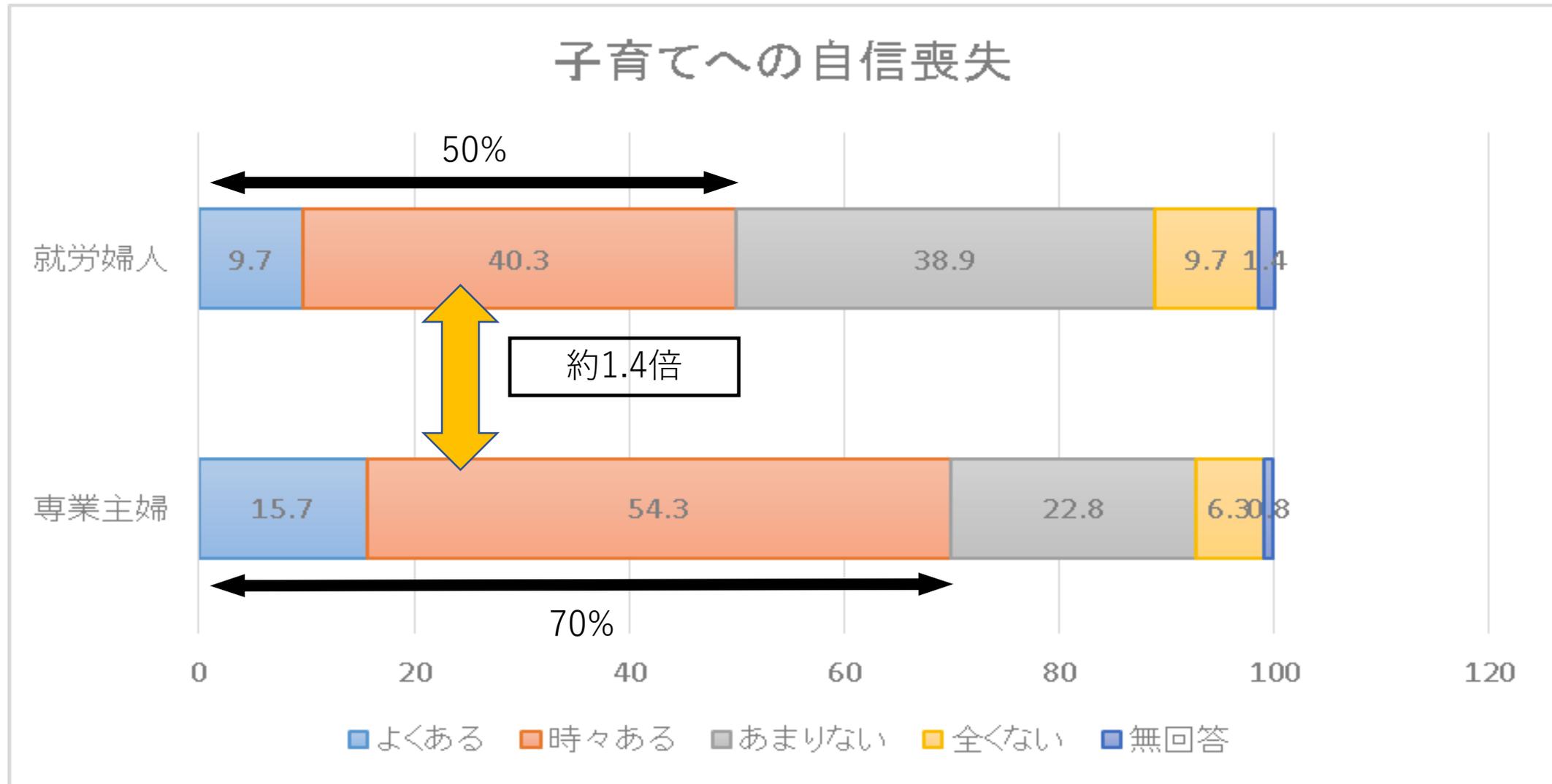


# ○核家族の課題：子育ての負担感



# ○核家族の課題：子育てに対する自信喪失



# 児童福祉法における保護者支援・子育て支援

## 児童の権利に関する条約の4つの原則

- ①命を守られ成長できること
- ②子どもにとって最も良いこと
- ③意見を表明し参加できること
- ④差別のないこと

## 子どもたちの権利を大別すると



育つ権利



生きる権利



守られる権利



参加する権利

## (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

○ひとり親世帯：83万8,727世帯（平成27年）

母のみ：75万4,724世帯（約90%） 父のみ：8万4003世帯（約10%）

母親のみの世帯は収入が少なく、経済的課題を抱えやすい

○ステップファミリー（再婚家庭）

家族間の葛藤、養親と子どもとの関係、養親に対する過度な期待

実親との関係、子どもによる「試し行動」、子育てに関する自信喪失

○外国籍の保護者の家庭

2020年度出生数 1万8327人（約2%） 50人に1人の割合

食生活をはじめとした文化の違い、子育ての価値観の違い

その他にも・・・発達に課題のある子どもの保護者、子育てに不安がある家庭

## 子育て支援における保育士の専門性の活用

### ○保育士の専門性の種類は保護者が悩んでいること、知りたいことに通じる

すべての項目を完璧にこなすというよりは、専門性の種類は、保護者も悩んでいることが含まれている（＝保護者支援・子育て支援の対象）と考えましょう

例) 生活援助 ⇒ トイレトレーニングの始める時期はいつがいい？

我慢できるためようになるためには飛んだり、跳ねたり走ったりが重要です。

遊びの展開 ⇒ 見立て遊びってなんだろう？

自分の子どもはいつもどんな遊びをしているのかな？

※日頃、保育園で実践していることを伝えることが重要です。

## ①保護者の心配や不安など心情に配慮しながら十分に聞き取る

### —ポイント—

- ・ 支援する側に偏見などの意図がなくとも、保護者がそのように感じていないか。
- ・ 保護者がわが子の状態を理解していくペースを理解して保護者との関係を築いているか。伝え方の工夫が出来ているか。
- ・ 信頼関係の前段階になる“自らの思いを語る”（又は、語りたい）の経験を重視する。
- ・ 子どもにかかわる姿を直に見てもらおう、子どもを褒めながら、保護者を褒める。

## ②改善が必要である課題は専門職の見解を正しく伝えるべき

### ーポイントー

- ・子どもの姿を正確に伝えきれているか。（困った子ではなく困っている子）

例) 「保育者の言うことを聞いてくれない」「やってくれない」

「指示が理解できない」

⇒活動の説明をしたあと、何をしたいかわからず待っていることがあります。

- ・アドバイスや支援の手立てがないまま、状態だけを伝えない
- ・各機関・施設において保護者に伝える内容を精査し、共通認識をもつ

③互いの考え方の違いについてやり取りを重ね、かみ合う部分を探す（相互理解）

ーポイントー

- ・相互理解が子どもの成長・発達に貢献することを保護者に理解してもらう。
- ・保護者が望むこと、保育園が保護者に望むことを具体的に話し合う機会を設ける必要があります。
- ・保育園、療育施設それぞれに強みがあります。そのことを保護者に説明し理解を得る努力が必要です。

④保護者の課題は子どもに変化がみられないと解決しないこともある

ーポイントー

- ・ 保育園の利点と療育施設の利点を理解してもらう。
- ・ 各療育施設の支援内容を保護者に説明する（担当者と保護者を引き合わせる）
- ・ 保護者を変えるために子どもを変える必要がある

# 保護者支援・子育て支援に関連する法制度

2019年

虐待相談件数：159,850件（速報値）

⇒ **前年比約2万6千件増加**

虐待に関連した死亡件数：58件、65名（心中含む）

※0歳児が28名（53.8%） 【0か月が14名】

# 地域の専門機関等との連携

保育所等訪問支援【児童福祉法第6条の2の2】 ⑥

保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児 【中略】当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

※申請者及び対象児

申請者：保護者【保育所等は申請者になれません】

対象：保育所等に通い、集団での生活や適応に専門的支援が必要である子どもです。

特に配慮の必要な子どもとは・・・

- ①貧困状況に置かれた子ども
- ②定住外国人の子ども（外国籍の子ども）
- ③保護者に精神的な課題がある子ども
- ④LGBT（性的少数者、セクシャルマイノリティ）の子ども
- ⑤その他、子どもの健全育成に支障となる事情を抱える子ども